

令和元年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和元年12月6日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

| | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 福田 | 徹 |
| 2番 | 小谷 | 龍一郎 |
| 3番 | 毛利 | 喜信 |
| 4番 | 初手 | 安幸 |
| 5番 | 堀池 | 浩 |
| 7番 | 小田 | 成実 |
| 8番 | 田口 | 一信 |
| 9番 | 高以良 | 壽人 |
| 10番 | 堀田 | 一徳 |
| 11番 | 炭谷 | 猛 |
| 12番 | 水谷 | 末義 |
| 13番 | 波戸 | 勇則 |
| 14番 | 村井 | 達己 |

欠席議員 (1人)

| | | |
|----|----|---|
| 6番 | 山口 | 隆 |
|----|----|---|

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|-------|-------|---|
| 事務局 長 | 久 田 直 | 喜 |
| 書 記 | 石 川 純 | 一 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------------------|---------|
| 町 長 | 山 口 文 夫 |
| 副 町 長 | 馬 場 直 英 |
| 教 育 長 | 竹 下 修 治 |
| 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 | 大 川 豊 文 |
| 企 画 財 政 課 長 | 野 上 英 了 |
| 新 庁 舎 建 設 室 長 | 琴 岡 美 昭 |
| 税 務 課 長 | 中 原 敬 介 |
| 健 康 推 進 課 長 | 川 内 和 哉 |
| 会 計 課 長 | 末 永 安 江 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 成 富 浩 樹 |
| 産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 | 福 田 多 肥 |
| 建 設 課 長 兼ダム対策室長 | 廣 田 洋 一 |
| 水 道 課 長 | 森 文 博 |
| 教 育 次 長 | 荒 木 俊 行 |
| 行 政 係 長 | 井 原 和 |

議事日程

- 第 1 選挙第 5 号 川棚町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 2 議案第 23 号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 24 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 25 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 26 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 27 号 令和元年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）
- 第 7 議案第 28 号 令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 8 議案第 29 号 令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 9 議案第 30 号 令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 10 議案第 31 号 令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 11 議案第 32 号 土地の取得について
- 第 12 議案第 33 号 川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
- 第 13 議案第 34 号 川棚町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 35 号 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例
- 追加第 1 議案第 35 号 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例の撤回の件
- 第 15 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）
- 第 16 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）
- 第 17 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）

(1 0 : 0 0)

議 長 皆様、ご起立を願いたします。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。山口議員からは欠席届が出ておりますが、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 はじめに日程第1、選挙第5号「川棚町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

選挙管理委員会委員長から委員及び補充員の任期が、令和元年12月25日で満了との通知を受けております。委員及び補充員につきましては、地方自治法第182条第1項の規定におきまして、「選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有するものうちから、議会において選挙する」こととなっております。

また、第5項では「委員及び補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない」とありまして、第7項では「議会の議員及び長と兼ねることができない」と規定をされております。

選挙管理委員、選挙管理委員補充員、それぞれ4人の選挙の方法についてお諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名するこ

とと決定をいたしました。

まずはじめに、選挙管理委員を指名いたします。選挙管理委員には小串郷の江口悟さん、中組郷の植田光さん、下組郷の田崎久美子さん、下組郷の大廻清次さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名をいたしました江口悟さん、植田光さん、田崎久美子さん、大廻清次さんを選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました江口悟さん、植田光さん、田崎久美子さん、大廻清次さん、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

(1 0 : 0 3)

議 _____ **長** 続きまして、選挙管理委員補充員を指名いたします。選挙管理委員補充員には、第1順位、下組郷の岬常春さん、第2順位、中組郷の山口明則さん、第3順位、新谷郷の森良和さん、第4順位、小串郷の宮崎利秀さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名をいたしました、第1順位、岬常春さん、第2順位、山口明則さん、第3順位、森良和さん、第4順位、宮崎利秀さんを選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、第1順位、岬常春さん、第2順位、山口明則さん、第3順位、森良和さん、第4順位、宮崎利秀さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選をされました。

(1 0 : 0 4)

議 _____ **長** 次に日程第2、議案第23号「川棚町議会議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 皆様、おはようございます。議案第23号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由をご説明いたします。

国におきましては、今年度の人事院勧告に沿って、一般職の給与が改定され、これに合わせて特別職の給与、期末手当につきましても所要の措置が講じられております。本町の議会議員の期末手当につきましても、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それではご説明いたします。新旧対照表でご説明をいたしますので、議案の次のページをお開き願います。

新旧対照表の上の表が第1条による改正であります。下の表が第2条による改正であります。まず上の表、第1条による改正につきましては、第5条期末手当であります。この第2項において、右側の改正前の「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めようとするものであります。このことにより、年間の支給割合を「100分の335」から「100分の340」にしようとするものであります。

続きまして、下の表、第2条の改正についてご説明いたします。これは先ほど第1条により改正した期末手当の支給割合、右側の「100分の172.5」を「100分の170.0」に改めようとするものであります。

それでは改正条例の1枚目、本文をご覧ください。この中の附則でございます。附則第1条において、この条例は公布の日から施行することとし、さらに、ただし書きにより第2条の規定は令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項におきましては、第1条の規定による改正後の川棚町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用す

るということとしております。

第2条におきましては、第1条の改正後の、改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正条例の規定による期末手当の内払とみなすこととしております。

以上でご説明終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(1 0 : 1 0)

議 長 次に日程第3、議案第24号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第24号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国においては、今年度の人事院勧告に沿って、一般職の給与が改定され、これに合わせて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の町長及び副町長の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それではご説明いたします。新旧対照表でご説明いたしますので、2枚目をお開きください。

上の表が第1条による改正で、下の表が第2条による改正であります。まず上の表、第1条による改正であります。第2条期末手当におきまして、右側の改正前の「100分の167.5」、これを「100分の172.5」に改めようとするものであります。このことにより、年間の支給割合を「100分の335」から「100分の340」にしようとするものであります。

続きまして下の表、第2条による改正であります。第1条により改正した期末手当の支給割合「100分の172.5」、これを「100分の70.0」に改めようとするものであります。

それでは、改正条例本文に戻っていただきます。1枚目をご覧ください。附則であります。この第1条におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、さらに、ただし書きにより改正条例第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとしております。

第2項では、第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用することとしております。

附則第2条におきましては、第1条改正後の条例の規定を適用する場合

においては、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなすこととしております。

以上でご説明終わります。ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10 : 15)

議 _____ **長** 次に日程第4、議案第25号「職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第25号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の職員の給与改定については、人事院の勧告と県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準の引き上げと、勤勉手当の支給割合の引き上げに関する法案が、人事院勧告どおり11月15日に国会において可決され、11月22日、公布されたことにより、本町職員の給与につきましても、国・県に準じて改正をしようとするものであります。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 はい。それではご説明いたします。まず今回の人事院勧告の概要についてご説明いたします。今年度の国家公務員の月例給について官民給与の格差を踏まえ、初任給及び若年層を対象として平均0.1%の引き上げ、そして期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、0.50月分とし、引き上げ分を勤勉手当に配分する改正が行われております。県の人事委員会の勧告も国と同様の内容であります。本町においても勧告どおり改正をしようとするものであります。それでは新旧対照表によって説明します。4枚目、横長にお示しした新旧対照表をご覧ください。

まず第1条による改正であります。第16条の4、勤勉手当の改正であります。第2項第1号において、勤勉手当の支給割合を6月分については現行どおりとし、12月支給分については現行「100分の92.5」、これを「100分の97.5」に改めようとするものであります。

その下の別表第1の改正、これが新旧対照表の4枚目まで続きますが、これは一般職給料表の改正であります。ということで説明は省略とさせていただきます。

新旧対照表の5枚目、最後のページをお開きください。これが改正条例第2条による改正であります。第16条の4第2項第1号の改正であります。勤勉手当について改正条例第1条で行った改正からさらに改正を行うも

ので、6月支給分と12月支給分、これを同じ割合の「100分の95」に改めるものであります。

それでは、改正条例の本文に戻っていただきます。3枚目、附則をご覧ください。3枚目でございます。附則第1条であります。この条例は公布の日から施行することとしており、ただし書きにより第2条の規定は令和2年4月1日から施行することとしております。

そして附則第1条の第2項では、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例は、平成31年4月1日から適用することとしております。

附則第2条におきましては、第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。

なお、今回給与改定により差額が生じることになりますが、これにつきましては、年内に支給するよう対応させていただきたいと考えております。

以上でご説明終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10:21)

議 **長** 次に日程第5、議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることにより、特別職の非常勤職員の取り扱いについて、要件の厳格化が図られ限定的な運用を行うことになりました。

この法律改正により、本条例の別表において定めていた職種の中で、特別職の非常勤職員として適用することができない職種が生じますので、当該職種を別表から削る改正を行おうとするものであります。

また、職種の名称として、改めるべきものについて併せて改正を行うとするものであります。改正の詳細につきましては、総務課長に説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 総務課長。

総務課長 それではご説明いたします。

まず、本日お配りしております参考資料、これが先ほど町長が提案説明の際に申しあげましたように、法改正により特別職の非常勤職員の取り扱いについての要件の厳格化が図れたということについての参考資料であります。

1枚目でありますけれども、地公法とあるのは全て地方公務員法でございます。これらが、こういうふうな流れ図によって限定的に適用するというこ

とになったものであります。本町のこの特別職の条例につきましては、現行52の職が定められておりまして、今回この図式によりまして適用を精査していったという次第でございます。細かな説明は省略といたしますが、このようなことで作業を行ったということでご認識いただければと思います。

そして2ページ目でございますが、この第3号の特別職非常勤に該当する要件、これも非常に厳格な要件が定められております。下の枠囲みの中で第3号の条文を記載しておりますが、これを要約したものが、この①②③とお示しした要件であります。この3要件をいずれも満たすということが、厳格化が図られております。ですから、いずれかを満たすではなくて、このいずれをも満たすという要件の厳格化が図られております。

そして3ページ目をお開きください。この3号の特別職非常勤に該当する主な職種として示されたものであります。先ほどの①②③の要件、例えば、にしたがいまして③の助言、調査、診断、これはどういうものにあたるかっていうのを取りまとめた表であります。このような表が示されまして限定列挙ということで示されたこと、こういったことも精査の中でやっていった次第であります。この1番下の方にマニュアル記載の職種は限定列挙とされている、そしてカッコとして（ただし、法令に根拠のあるものを列挙したものであるから、地方公共団体が独自に3号の特別職非常勤を任用することはあり得る。）としてあります。

しかしながら、この但し書きにつきましてははですね、それ相応の合理的理由づけというものが必要でありますので、このことだけの引用で、市町村が勝手な判断ですることは慎むこととされております。

以上が今回の特別職非常勤の厳格化についてのご説明であります。

それでは、新旧対照表によって説明いたします。改正条例の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

まず1番上の中小学校医の改正であります。これにつきましては、まず職種の名称の変更であります。今回の厳格化適用ではなくて、職種の名称の改正であります。学校医につきましては、学校保健法、あるいは本町の教育委員会の規則等においては、先頭に「中小」をつけずに単に「学校医」という用語が使用されています。そのようなことから、この条例においても整合性を帰すため、同様の用語の使用が適当であると判断し、今回改めるものであ

ります。

そして次の交通指導員であります。これにつきましては先ほど説明した特別職の非常勤の適用、この要件非該当にあたることから削るものであります。

その下、健康づくり推進協議会委員につきましては、この設置要件が法令・条例設置ではないということから、該当しないということで削るものであります。

そして献血協力推進委員、これも法令・条例設置外であるという、そういう適用除外にあたるということで削るものであります。

外国語指導助手、これは要件非該当ということであります。

そして地域おこし協力隊員、これも要件非該当となります。

そして最後の専門医(認知症サポート医)につきましては、法令・条例設置外ということで削るものであります。

ということから、今回、削るということでの改正を行うもので、一部名称の変更と削る改正を行うものであります。

それでは改正条例の附則をご覧ください。2枚目、1ページの裏面になります。ここに附則において、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。町長が提案説明でご説明しましたように、この根拠となる法令の改正、その施行が令和2年4月1日でありますのでそれに合わせた施行日としている次第であります。

以上でご説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。田口議員。

8 番 田 口 念のためにお聞きしますが、今この参考資料の3ページで特別職非常勤に該当する主な職種というのがずっと列挙されておりますけれども、条例を見ればわかるんでしょうが、例えば調査というところで下の方に「介護保険法194条1項に基づき調査を行う者」というものがあります。これは介護認定の調査員のことではないかと思っておりますけれども、要はここに列挙されているもので、既に町内に該当する職種のある人は、既に条例に列挙されていると考えていいのでしょうか。すなわち介護認定調査員なども既にこの条例の別表に書いてあるって考えればいいのでしょうかというこ

とをお聞きします。

ここでは削除するものだけしかわからないのですね、加えるものはないのかということをお聞きします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 田口議員のご質問にお答えいたします。

この本日お配りした参考資料、この3枚目で本町にすべてあるのか、というご質問であったかと思えます。これはですね、本町にあるものもありますし、ないものもあります。それはですね、先ほど申し上げました52の職種、これを選別してやっていった結果でありまして、あくまでこれ全国町村会で示された参考例ということですので、ご認識をいただければと思います。

そして先ほど「介護保険法194条第1項に基づき調査を行う者」とありますけれども、これは本町は適用なしというものであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質問はありませんか。総務課長。

総務課長 はい。1点回答が漏れておりました。今まで、追加するものはないかということではありますが、これも一応精査をいたしまして、現行削るだけという判断をしております。ただこれからですね、新たに法改正、あるいは制度の創設によって、追加がされるものはしかるべき条例の設置など、あるいはこの特別職の非常勤の、この条例の改正によってですね、対応していくことになろうかと思えます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10:34)

議 長 次に日程第6、議案第27号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第27号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,384万円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億201万8,000円にしようとするものであります。併せて地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入において、補助事業費増加に伴う国・県支出金の増額、基幹農道川棚西部の負担金減に伴う町債の減額。歳出におきましては、人事異動による職員配置の変動及び給与改定に伴う人件費の増減、福祉医療・更生医療に係る給付費の増額、障害者福祉サービス利用者の増加に伴う団体負担金の増額、合併浄化槽の設置基数の増加に伴う補助金の増額などが主なものであり、そのほか当初予算編成後の事情変更に対応するため、必要な事業費について計上をしたものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは事項別明細書の歳出から説明しますので、2ページ、23ページをお開きください。

なお、今回の補正におきましては、町長が申し上げたとおり、人事異動による職員配置の変動及び給与改定により2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費まで、全編を通じて増減の補正が生じております。説明におきましては人件費の補正という表現で簡略にご説明しますので、あらかじめご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは1款議会費であります。1項1目議会費、各節の減額につきましては人件費の補正によるものでございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までが人件費の補正によるものでございます。

7節につきましては庁務員の賃金の不足が見込まれ増額するもので、9節につきましては、職員研修費の不足を見込み増額するものであります。

次の3目財政管理費につきましては、4節と7節で12月中旬からの産休職員に代わる臨時職員の賃金、社会保険料を計上するものであります。

次の6目企画費につきましては、当初予算において長崎県バス協会のICカード・ニモカの導入にかかる補助金を計上しておりましたが、関係自治体に対し補助金の追加のお願いがあり、関係自治体で協議の結果、追加補助をすることとなりまして今回計上するものであります。

次の2項1目税務総務費につきましては、こちらは人件費の補正であります。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費の2節から4節につきましては、人件費の補正でございまして、7節ではマイナンバーカードの保険証の機能が付加されることから、マイナンバーカードの申請増に対応するため臨時職員の賃金の増額を、18節ではマイナンバーカードの交付申請を円滑化するため、タブレット等の備品を購入をするため追加するものであります。

そして13節の88万5,000円の増につきましては、印鑑登録証明システムの改修に要する経費を今回計上するものであります。

次のページをお願いいたします。4項1目選挙管理委員会費につきましては、こちらも人件費の補正であります。

次の5項2目統計調査費につきましては、農林業センセスにかかる予算の組み替えを行うもので、補正額の増減はございません。

次のページをお願いいたします。3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費は、こちらは人件費の補正で、次の母子福祉医療費につきましては、こちらは20節において給付費の増額を見込み計上するものであります。

次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費につきましては、負担金が確定しましたので、28節で後期高齢者医療特別会計の繰出金を増額するものであります。

次の後期高齢者医療保険療養給付費につきましては、平成29年度、平成30年度の給付費の精算に伴う追加負担金を19節に計上するものであります。一番下の介護保険事業費につきましては、こちらは人件費の補正であります。

次の2目障害者福祉費の説明欄の障害者福祉費につきましては、印刷費に不足が生じ11節に計上するもので、次の更生医療給付費が給付費の支出増を見込み20節に計上するものであります。

次の障害者福祉医療費が福祉医療給付額の支出増を見込み、こちらも20節に計上するもので、次の障害福祉サービス事業費につきましてはサービスの利用者増に伴い、12節で手数料を4万5,000円増額し、19節で長崎県国民健康保険団体連合会への負担金を3,000万円増額するものであります。

次の障害児給付費につきましてもサービスの利用者増に伴い、12節で手数料6万3,000円を増額し、19節でこちらも保険団体連合会への負担金を1,300万円増額するものであります。

次の療養介護医療給付費につきましては、こちらも対象者の増により20節において給付費を増額するものであります。

次の5目国民年金事務費につきましては、こちらは人件費の補正であります。

次の2項1目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務費はこちらも人件費

の補正、そして11節で消耗品の不足を増額するものであります。

次のページをお願いいたします。30、31ページになります。こちらも右の説明欄の方になります。放課後児童健全育成事業費であります。こちらは13節で放課後児童健全育成事業の交付単価が引き上げられたことから、その増額分を計上するものであります。

そして一番下の2目児童措置費につきましては、補正額の増額はなく財源の組み替えであります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費の説明欄の保健衛生総務費につきましては、こちらは人件費の補正でございます。

次の母子保健事業費につきましては、13節において母子保健情報の利活用に係る健康管理システムの改修費167万1,000円を計上するものであります。

次の国民健康保険事業費につきましては、こちらも人件費の補正であります。その次の未熟児養育事業費につきましては、給付実績から増額を見込み、20節で40万円を増額するものであります。

次の3項1目公害対策費、説明欄の合併処理浄化槽費につきましては、合併浄化槽の設置基数が増となる見込みから19節で補助金を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費及び2目農業総務費につきましては、こちらも人件費の補正であります。

次の5目農地費、説明欄の農道新設改良事業費につきましては、県営事業の基幹農道川棚西部の事業費の減額に伴い、工事にかかる町負担金を減額するものであります。

次の道水路維持補修費につきましては、農道橋梁点検業務に係る入札で執行残が生じたので減額するものであります。

次の2項1目林業総務費につきましては、東彼杵郡森林組合が県の基金事業を活用して導入を計画しております、高性能林業用機械の購入費にかかる町補助金を計上するものであります。

次の3項1目水産業振興費、説明欄の水産業振興費では、大村湾漁協川棚支所が計画しております船台台車の改修事業に対し町単独で補助金を25万計上しておりましたが、これを全額減額いたしまして、本改修事業が県補助

事業で採択見込みとなりましたので、新たに新水産業経営力強化事業費として103万4,000円を計上するものであります。

次の3目漁港建設費につきましては、三越漁港の物揚場工事にかかる県補助金の増額が見込まれましたので、財源内訳の組み替えを行うものであります。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、こちら人件費の補正で、次の2目商工業振興費につきましては、プレミアム付商品券事業費の予算の組み替えを行うもので補正額の増減はありません。

次の3目観光費、説明欄の観光費では、観光施設事業特別会計の補正に伴い28節で観光施設事業特別会計の繰出金を増額するもので、次の長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金事業費では、11節で消耗品費に不足が生じ増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費及び3項2目ダム対策費につきましては、人件費の補正でございます。

6項1目住宅管理費につきましては、町営住宅の設備等の修繕が増えておりまして、今後の修繕料を見込み80万円を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項教育総務費、次の5項社会教育費、その次の7項学校給食共同調理場費につきましては、すべて人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、新たに農地2件、農業施設4件の災害復旧にかかる測量費を13節に、復旧工事費を15節に計上するものであります。

次の2項2目漁港施設災害復旧費につきましては、昨年の台風災害で復旧工事を行っております三越防波堤に設計変更が生じ、938万4,000円を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより1,006万5,000円を減額するものであります。

歳出は以上であります。このあと46ページ以降につきましては、給与明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。続きまして歳入を説明しますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

9 款地方特例交付金であります。2 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金の減額は、9 月の補正予算で幼児教育・保育の無償化に伴い認可外保育施設や預かり保育を国費として本交付金に計上したところでありますが、その4分の1が県費として交付されることとなり、15 款の県支出金の子育てのための施設等利用交付金へ組み替えを行うものであります。次のページをお願いいたします。

12 款分担金及び負担金であります。1 項 3 目農林水産業費負担金につきましては、歳出の 11 款災害復旧費でご説明しました農地農業施設の災害復旧の増額補正に伴う地元負担金の増額であります。

次の 5 目衛生費負担金、説明欄の未熟児養育医療保護者負担金につきましては、歳出の 4 款で、歳出の 4 款衛生費で説明しました、未熟児養育事業費の増額補正に伴う保護者負担金の増額であります。次のページをお願いいたします。

14 款国庫支出金であります。1 項 1 目民生費国庫負担金、説明欄の障害福祉サービス費負担金、更生医療給付費負担金、障害児通所給付費等負担金の増額につきましては、歳出の 3 款民生費で説明しました障害者福祉費の障害福祉サービス事業費、更生医療給付費、障害児給付費の増額に対応した国の補助であります。すべて補助率は 2 分の 1 でございます。

次の 2 目衛生費国庫負担金、説明欄の母子保健衛生費国庫負担金の増額は、こちらも歳出の 4 款衛生費で説明しました未熟児養育事業費の増額に対応した国の補助でございまして、こちらも補助率は 2 分の 1 であります。

次の 2 項 1 目民生費国庫補助金、説明欄の子ども・子育て支援事業交付金の増額は、3 款民生費で説明しました放課後児童健全育成事業費の増額に対応した国の補助金で、こちらは補助率は 3 分の 1 であります。

次の子ども・子育て支援事業費補助金の増額につきましては、9 月補正で幼児教育・保育の無償化にかかるシステム改修と事務費にかかる補助金として計上した分でありまして、こちらも県を經由して配分されることとなり、国費から県費に組み替えを行うものであります。

次の 2 目衛生費国庫補助金、説明欄の循環型社会形成推進交付金事業費補助金の増額は、4 款衛生費で説明しました合併処理浄化槽費の増額に対応する国の補助金であります。

次の母子保健事業補助金の増額は、こちらも4款母子保健事業費の増額に対応する国の補助であります。次のページをお願いいたします。

15款県支出金であります。1項2目民生費県負担金、説明欄の障害福祉サービス費負担金、更生医療給付費負担金、障害児通所給費等負担金の増額につきましては国費と同様で、歳出の3款で説明しました障害福祉サービス事業費、更生医療給付費、障害児給付費の増額に対応した県の補助で、こちらはすべて補助率は4分の1であります。

次の子育てのための施設等利用交付金の増額は、9款地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金から組み替えを行うものであります。

次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額につきましては、これは決定額に合わせ増額するものであります。

6目衛生費負担金、説明欄の長崎県未熟児医療費県費負担金の増額につきましては、歳出の4款衛生費で説明しました未熟児療養事業費の増額に対応した県負担金であります。

次の2項2目民生費県補助金、説明欄の福祉医療費補助金の増額につきましては、こちらも民生費で説明しました母子福祉医療費及び障害者福祉医療費の増額に伴う県の補助でございます、こちらも補助率は2分の1であります。

次の子ども・子育て支援事業交付金の増額につきましては、放課後児童健全育成事業費の増額に対応した県の補助金でございます、補助率は3分の1でございます。

次の子ども・子育て支援事業費補助金の増額につきましては、こちらは先ほど説明しました国費から組み替えた271万5,000円に事務費の補助事業費分、失礼しました、事務費の補助増額分58万7,000円を加え、増額補正するものでございます。

次の3目衛生費県補助金、説明欄の合併処理浄化槽設置整備費補助金の増額につきましては、歳出の合併浄化槽費の増額に伴う県の補助でございます。

次の5目農林水産業費県補助金、説明欄の農山漁村地域整備交付金の減額は6款農林水産業費の道水路維持補修費の減額に伴うものであります。

次の漁村再生交付金事業費補助金につきましては、三越漁港の物揚場工事

で財源の見直しにより補助金の増額が見込み計上するものであります。次のページをお願いいたします。

右の説明欄の方になります。新水産業経営強力化事業の追加につきましては、漁港建設費で説明しました大村湾漁協川棚支所の船台台車改修事業が県の補助対象と見込まれましたので、新たに計上したものであります。

1 1 目農水施設災害復旧費補助金の増額につきましては、農地・農業施設災害の復旧費の増額に伴うものであります。次のページをお願いいたします。

2 0 款諸収入であります。4 項 5 目雑入、説明欄の全国公営住宅火災共済機構火災共済給付金の追加につきましては、町営住宅新町団地で台所火災が発生し、その火災共済給付金を新たに計上するものであります。次のページをお願いいたします。

2 1 款町債であります。1 項 3 目農林水産債、説明欄の漁港建設事業債につきましては、三越漁港の物揚場工事で財源の見直しにより町債の増額を計上するものであります。

次の農道整備事業債につきましては、県営事業の基幹農道川棚西部の事業負担金の減に伴い町債も減額するものであります。

次の7 目災害復旧債、説明欄の漁港施設災害復旧債の増額につきましては三越防波堤復旧工事費の増額に伴うものであります。

歳入は以上でございます。続きまして、地方債補正を説明しますので5 ページをお願いいたします。失礼しました、4 ページです、失礼しました。

第2 表 地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました2 1 款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差額が2 0 ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の限度額の合計を9 億4, 9 9 1 万円とするものであります。

以上が令和元年度一般会計補正予算（第3 回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 4)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから、先ほど説明をいただきました一般会計補正予算に関する質疑を行います。質疑はありますか。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。5番堀池です。支出の方の43ページの災害復旧費938万4,000円、三越防波堤の復旧工事で設計変更とあるんですけども、どういう内容なのかわちょっと教えていただきたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。堀池議員の質問にお答えします。どういった設計の変更内容かということでありまして、これは平成30年川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事にかかるものであります。

被災を受けた消波ブロックを一度陸揚げをしておりますけれども、その陸揚げをしたブロックの牡蠣等が付着しておりましたのでそういったのを除去する費用がかかっております。その変更によるものであります。ただ、すいません、その、ブロック等を揚げるためには台船あたりを持ってきて、結構荷がありますので、そういった台船あたりに乗せて、川棚港、今百津沖は、百津まで運んで作業をする、いたしますので費用的にも結構かかることとなっております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに、田口議員。

2 番 田 口 35ページの林業総務費ですけれども、林業用機械の補助ということで川棚町分が200万というご説明でしたので、そうしますと要するに3町で補助金は600万ということなのかということと、全額補助ですかということと、どのような機械なのかということをお聞きします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。田口議員のご質問にお答えいたします。まずこの機械につきましては、プロセッサという機械でありまして、長い木材が今そこに立っておる部分に対してですね、長いまま集材をして、すいません間違いました、木材の枝打ちをしながらその木材の長さを測りながら切断をしまして、切断した木材を集積するというような機械であります。わかりますかね。立ったまま、今ある木材をですね、枝打ちをしながら倒して、その長さに収める機械ですね。そのような機械であります。

あともう一つ負担金の関係の質問がありましたけれども、事業費が2,20

0万かかっております。そのうち県の補助が800万です。補助残としまして、1,400万あります。そのうち3町からの補助としまして、600万、それを3分の1しまして200万ということになっております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9番高以良 今のページの、35ページの今のちょっと下の方ですね、水産業振興費のところで、川棚支所のその船台台車の改修に対する補助ということでしたけども、その改修の内容と総事業費としてどれくらいかかるのかということをお尋ねします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員の質問にお答えします。まず工事の内容ですけども、大村湾漁協川棚支所が今回漁船の保全施設の整備としまして、船台台車の改修と、あとV型架台製作を行うようにしております。

これは県の補助事業である新水産事業経営力強化事業を活用して、実施することとしておりますけども、事業費としましては、170万5,000円であります。そのうち県の補助としまして85万2,000円と、あと町の補助としまして28万4,000円ということで、今、すいません、事業費につきましてはちょっと確認いたしますので、このあと調査して説明したいと思っております。以上です。

議 _____ **長** はい、高以良議員。

9番高以良 説明していただくということですが、先ほどの話の中にあつた県補助が85万2,000円ということでしたが、これは17ページの一番上の新水産業経営強化事業77万5,000円とありますけど、その額ではないんですかね。そこも合わせてあとででもいいですけど。

議 _____ **長** 高以良議員。

9番高以良 あとでっていうことでしたが、できれば採決の前に、お願いしたいと思っております。

議 _____ **長** 時間を要しますか。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(11:25)

(…休 憩…)

議 **長** 改めまして会議を開きます。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員のご質問にお答えをいたします。事業費につきましては、155万円、県の補助2分の1でありますので77万5,000円、町の負担金としましては6分の1以上ということになっておりますので、25万9,000円、町の補助ですね、申し訳ありません。町の補助です。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 はい。25ページの一般企画費の西肥バス補助なんですけれども、そのニモカ関係の追加ということなんですけれども、そういうふうと言われると何かよくわかんないし、出さざるを得んのかなと思うけど、100万であっても周辺市町にあちこち頼むと結構大きな金額になってるんじゃないかと思うんですけど、どのようなことで追加費用が発生してるのかということをお聞きしたいと思います。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ニモカカードの関係のご質問でございますが、若干経緯の方をご説明させていただきたいというふうに思います。

そもそもこのニモカカードにつきましては、長崎県バス協会から補助の要請があったものでございまして、県、それから市長会、それと町村会、この3つにですね、補助金の要望がされております。で、事業費が、その時の金額でございますが、10億2,500万円、導入するのに。で、これに対しまして国の補助が3分の1でございます。で、事業者が3分の1、そして県・市町も3分の1補助いただきたいというふうな内容でございました。で、県・市町の3分の1のうち、県がその半分、6分の1で、市町が6分の1という配分になっております。

で、複数の町が関係する負担金につきましては、長崎県町村会に設置されました、長崎県町村負担金審議特別委員会というところで協議されまして、それぞれの各町の負担金額を決めるという流れになっております。市におきましては市長会の方で各市の負担を決めるという形になっております。

今年2月8日でございますが、この負担金の特別委員会が開催されまし

て、ここで事業者負担を2分の1にしなさいと、3分の1っていう話だったんですが、その委員会の中で、半分事業者が持ちなさいというふうな流れになりまして、そうしますと、県が6分の1が12分の1になりまして、市町が12分の1と、その時点で半額の金額になったと、それで川棚町のその時の負担額が109万8,000円でございます、その額を令和元年度の当初予算に計上したという流れでございます。

ただし、このバス協会への負担金審議特別委員会の結果報告の中にただし書きが書いてありまして、これが「ただし、町独自の判断による上乗せ補助は妨げないものとする」というものが付いておりました。

そこで今年2月になります、ただし書きに基づく上乗せ補助の要望にバス協会から、その時は西肥自動車の方がみえられたんですけれども、が来庁されまして、燃料費の高騰、それから乗務員の雇用環境改善など費用がかさむ一方、人口の減少等により運賃収入が減少し、非常に厳しいと、経営が厳しいと、路線維持の困難な状況であると。何とか上乗せ、補助の上乗せをお願いしたいというような話がありました。要はバス協会の方としましては、自分たちの負担が2分の1だったのをそもそもの3分の1に戻してほしいというふうな話の流れであります。

そこで、関係する町、これがですね、波佐見町と佐々町と新上五島町、それと川棚町の4町になります。で、市の方が、佐世保市と松浦市と平戸市になります。で、町と市は別々に動いておりますので、それぞれ協議を開始しましたが、なかなか各町の事情も違うのでまとまらなかったという状況はございます。で、先に市の方が足並みを揃えて補助するということを決めました。そこで、7月に入りまして、町も足並みを揃えて補助せんといけんということが内部の協議、4町の話の中で決まりまして、今回、金額にしますと100万6,000円を予算計上したという経過でございます。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はございませんか。小田議員。

7 番 小 田 はい、7番小田です。19ページにあります、新町の火災に対する火災共済給付金がきておりますけども、この新町の火災っていうのですね、状況をもう少し詳しくお伝え願いたいと思います。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。それでは小田議員のご質問にお答えをいたします。

町営住宅新町団地のB5棟で発生いたしました。発生日は5月11日、時間は17時ごろ。原因は入居者がガスコンロに天ぷらを揚げるために天ぷら油を火にかけてのまま、5分程度の家事を行った際に天ぷら油に引火をしたという事案でございまして、火災の内容といたしましては、台所レンジフードの損傷、台所周辺の壁紙、木枠、ガスコック、ガスのゴムホース、それから消火のために消火器を使用しております。

その修繕費用として、21万9,806円を支出し、保険の方で全額21万9,806円町の方に入ってきております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。堀田議員。

10番堀田 はい。災害復旧費の中ですね、局長からもらった資料の中に台風17号による漂着ゴミの処分料が書いてあるんですけど、それによりますと134万災害復旧から出るようになっているんですけど、どこにそれが書いてあるのかお尋ねをいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今のゴミの、ゴミというか台風による打ち上げたゴミ関係の処分ですね、こちらにつきましては早急に対応しないといけないということで、予備費の方で対応させていただきましてので、そこに書かれている費用につきましては、今回の補正予算には計上していないということでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

10番堀池 はい。5番堀池です。33ページの公害対策費、合併処理浄化槽費が増加で338万9,000円と、これは説明の方で17基から23基と聞いているんですけども、今年度中に5基増やしてやっていくのかというのと、それとその補助として13ページ国から4万6,000円で、15ページ県から76万2,000、約80万きてるんですけども、あと残りを町単独でこれだけ増やすという形なのか、その辺をお伺いしたいと思ます。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。堀池議員の質問にお答えいたします。

まず合併浄化槽の実施の実績なんですけれども、9月末で5人槽が10

基、7人槽が7基、合計で784万2,000円の補助を行っております。

今後、予定としては5人槽が5基、7人槽が1基、合計の270万6,000円の補助の予定をしております。ただ、プラスアルファとして、これはあくまでも予定ですので、そのプラスアルファの分を見込んで今回の補正額338万9,000円を計上しているところです。

国の補助に関しては、前年度の繰越分をそのまま今年度使っていいよってというのが、71万6,000円ございますので、国の補助額はちょっと少なめになっているというところです。国の補助率が3分の1で、県の補助率も3分の1で、町が3分の1、プラス上乗せ分という形になっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「令和元年

度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は原案のとおり可決されました。

（11：43）

議 長 次に日程第7、議案第28号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第28号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入差出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億2,716万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、法律の改正によりまして、令和2年度からマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入することとなったために、それに伴う国保システムの改修を行おうとするものであります。

次のページ、2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、当初予算に対しまして給付の伸びにより、増加傾向にあるため不足分を見込み計上したものであります。

次のページ、8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、当初の見込み件数、金額等により増加傾向にあることから増額補正をするものであります。

次のページ、9款、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものです。

次に歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出2款の保険給付費増に伴う県交付金の増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 4 7)

議 _____ **長** 次に日程第8、議案第29号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第29号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ413万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,606万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納金の増額補正及び保険基盤安定負担金の確定による増額補正を行っております。

次に歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料につきましては、保険料収入見込み額の増による増額補正であります。

同じく2目普通徴収保険料につきましては、普通徴収から特別徴収へ切り替わったことでの減額補正であります。

次のページ、4款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金で説明しました、保険基盤安定負担金の額の決定により、一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:51)

議 長 次に日程第9、議案第30号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第30号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は給与改定に伴う人件費の補正が主なものでありますが、歳入歳出予算の総額に増減はなく、予備費で調整するものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明をします。4ページ、5ページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につ

きましては、給与改定に伴う増額補正及びいきいき元気アップ教室見直しにかかる増額補正であります。

同じく２目包括的支援事業・任意事業費につきましては、給与改定に伴う増額補正であります。次のページをお開きください。

７款予備費、１項１目予備費につきましては、歳出の見合いにより調整を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３０号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第３０号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 5 5)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第 1 0、議案第 3 1 号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 1 号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 2 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8, 0 6 3 万 6, 0 0 0 円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書より説明をいたします。歳入から説明しますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 2 1 万円の増額につきましては、このあとに説明いたします歳出の増額分について一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次の歳出を説明いたしますので、次のページの、8、9 ページをお願いいたします。

1 款観光施設事業費、1 項 2 目改良費の説明欄の大崎温泉改良費 1 2 1 万円の増額補正については、1 5 節工事請負費について大崎しおさいの湯の施設内のリラックスルームの屋外にあるウッドデッキ、面積が 5 1. 7 平米ありますけども、その補修工事にかかるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:04)

議 _____ **長** 次に日程第11、議案第32号「土地の取得について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第32号「土地の取得について」の提案理由をご説明いたします。

取得いたします土地につきましては、企業誘致等への利活用を図るため、長崎県から購入することを確約しておりました、川棚港湾埋立地都市再

開発用地でありまして、長崎県と購入価格など購入する条件が整いましたので、去る11月12日に売買に係る仮契約を締結したところであります。

つきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、当該土地を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方からご説明の方をさせていただきます。取得する土地につきましては、町長から説明がありましたように、かねてから購入を確約しておりました、川棚港湾埋立地であります。

地番につきましては、百津郷字新浜296番153及び百津郷新浜296番154の2筆でありまして、総面積は2万1,266.2平方メートルであります。

次のページに参考資料として地図を添付しております。場所につきましては、川棚浄化センターの隣の土地ということになります。

そして、契約金額、これは購入価格になりますが、3億4,213万1,000円で、平米単価1万6,088円という金額になります。

契約の相手方は、長崎市尾上町3番1号、長崎県、長崎県知事村法道であります。当在地につきましては平成6年6月に川棚町が購入することで長崎県と確約書を交わした当時、平米単価2万円強で提示されましたが、近傍宅地価格と比較しても高額であることから引き続き協議を進め、現在は平米単価1万6,000円程度が提示され、これ以上の減額は困難と判断したところであります。

また、当該地の購入を希望する町内企業から、今年6月に事業計画を添えて購入要望書が提出され、取得後の当該地売却に目処が立ったことから当該地を取得することとし、長崎県と売買に係る仮契約を締結したものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「土地の取得について」の裁決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「土地の取得について」は、原案のとおり可決されました。

(13:09)

議 _____ **長** 次に日程第12、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の免除に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」について提案理由をご説明いたします。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づき、本町の促進区域内において地域経済牽引事業のための施設を設置した事業者に対し、対象施設にかかる固定資産税の課税の免除措置を講ずるため、条例を定めるものであります。

詳細につきましては企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のう

え、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方からご説明の方をさせていただきます。町長の提案理由にもありましたとおり、本条例は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の第25条に基づくものがあります。

そこで本法律の趣旨などを含め、参考資料にまとめておりますので、まずはお配りしました参考資料「地域経済牽引事業に係る固定資産税の課税免除」をご覧ください。

黒丸でしてありますが、地域未来投資促進法の趣旨ということでも書いております。この法律につきましては、企業立地促進法の後継法として、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律ということで、これ非常に長い法律名ですので通称「地域未来投資促進法」というふうに呼ばれております。

この法律が平成29年7月に施行されたところであります。この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業、これを地域経済牽引事業と呼びますが、これを促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としており、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い業種が対象となっている法律でございます。

次に長崎県基本計画というところでございます。地域未来投資促進法に基づく国の支援措置を受けるには、国の基本方針に沿った基本計画を策定することが必要であります。長崎県におきましては、県内全市町を促進区域とした長崎県基本計画が策定され、平成29年9月に国の同意を得ているところであります。

基本計画では、観光、環境・エネルギー関連、電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積など地域特性を生かしながら地域経済を牽引し、波及効果を生み出す事業を支援し、地域経済発展を目指すということで計画の方は書かれていますところでございます。

続いて、固定資産税等の課税免除のところでございます。長崎県基本計画に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対

する経済的波及効果を及ぼす事業を行う事業者は、一定の要件を満たせば、固定資産税等の課税免除を3年間受けることが、法律の中で書かれているところでございます。

で、下の表のところに対象地域、対象施設、要件ということで表にさせていただきます。

対象地域につきましては、県内全市町ということで説明を先ほどしまして、川棚町でも区域は全部ではなく一部除外されている部分がございます。対象地域につきましては、川棚町は県立自然公園区域、これが片島、大崎半島を除く全域が促進区域ということになっております。

そして対象施設でございます。対象施設につきましては、家屋、構造物、土地の取得価格の合計額が1億円を超えるものが対象施設になります。ただし、農林漁業及びその他その関連業種に係るものは5,000万円を超えるものということになります。

で、この固定資産税等の課税免除を受けるための要件というものがございまして、まず一つ目が、事業者が策定した地域経済牽引事業計画を県が承認することがまず必要になります。そして二つ目の要件が、この県の承認後、事業者の申請に基づき国が先進性を確認する、この作業が必要になるということになっております。国の先進性の確認については、確認書が、確認されれば確認書がもらえるということになっております。

そして、課税の免除の関係ですが、長崎県は不動産取得税4%の免除ができる。それと川棚町、今回あげます条例ですが、固定資産税の1.4%の免除を条例の中で免除することでなっているということでございます。

そして、当然免除することで減収と、町も県も減収ということになるわけなんです。その減収の75%を普通交付税で措置するという減収補てんの制度があるというものでございます。

裏のページをご覧ください。こちらの方にはですね、事業者から見たやり取りですね、国・県・町とのやり取りを書いております。

まず事業者は長崎県基本計画に基づき地域経済牽引事業計画を作成しなければなりません。で、その計画をまず①の部分です。事業計画の申請ということで県に申請するということになります。そしてその県から事業計画の承認が出た場合は、次3番目の先進性の確認依頼ということで国の方に先進性

の確認依頼をするということになります。そして国の方から先進性の確認が取れたということで確認書が出るわけなんです、ここまできますと、次に町への免除申請書の提出という流れになります。この国の先進性の確認が取ればですね、町の方も固定資産税の減免を行うという制度でございます。

この条例を提案するきっかけとなりましたのが、町内企業が川棚港湾埋立地へ進出を計画しており、その施設の固定資産税等の課税免除を受けるため、長崎県へ地域経済牽引事業計画の提出を予定しているということでございました。

課税免除に関し既に県では、長崎県税条例を改正し、不動産取得税の課税免除に対応しておるところであります、本町でも固定資産税の課税免除に対応できるように条例の制定を提案するものであります。

続きまして、条例についてご説明いたします。まず第1条であります。この条例の趣旨として、地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対して、固定資産税の課税の免除をすることに関し必要な事項を定めるとした条文でございます。

続きまして第2条でございます。こちらには長崎県基本計画の国の同意の日から5年以内に地域経済牽引事業のうち、次ちょっと省令をちょっと言うんですけども、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令というのがございますが、その第2条に規定する対象施設、これにつきましては、先ほど参考資料の方の、下の方の表の、対象施設というのが表の中にあつたというか真ん中になるんですが、そこに1億円を超えるものとか、5,000万円を超えるものとかいうことで説明したわけですが、そのことがこの第2条に書いてあります。第2条に規定する対象施設を設置した事業者につきましては、対象施設の用に供する家屋、構築物、土地に対して課する固定資産税を3箇年分に限り課税免除することを規定したものであります。

第3条になります。こちらは課税免除の申請手続きを規定したものでございまして、課税免除の申請を課税免除を受けようとする各年度の賦課期日の属する年の1月31日までに町長に申請しなければならないということにしております。

第4条でございます。第4条では課税免除の取消しを規定したもので、各

号に該当した時は課税免除の適応を取消すとしておりまして、次の第5条につきましては、裏のページになります、規則への委任を規定したものであります。附則の方をご覧ください。この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 ただいま説明をいただきました、この参考資料の方について2点お聞きいたします。

真ん中あたりに長崎県基本計画っていうものの説明がありますが、その第2段落にその業種の例示が書いてございます。基本計画では観光、環境・エネルギー関連、電子部品・デバイス・電子回路製造業、ソフトウェア、こういった例示がありますが、この川棚町のこの土地を購入しようとしている業者は運輸業であると思いますが、その、この例示の中にはないけれども業種としては該当するというふうに考えてよいのかっていうのが1点です。

それからこの表、この資料の下の方の表ですが、要件のところでは県が事業計画を承認をし、さらに国がその先進性を確認するという手続きがありますが、これはこれからはなされる手続きなのか、もう既になされた手続きなのかっていうのをお聞きします。

というのは、今、条例の説明がありましたように、課税免除の手続きは賦課期日の属する、第3条ですが、賦課期日の属する年の1月31日までに申請書を出せてなってるんで、これとの関連になるのですよね、令和2年度ではないのではないかというふうに思われますので、その3点目の質問としては、この第3条の具体的な申請の年度は何年度から3年間になるのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 3点、田口議員の方からご質問いただきました。

まず、長崎県の基本計画で、業種がしてある、業種が列記されてますけれども、運輸業が該当するのかというふうなお尋ねでございます。これは県に確認しましたところ、要は県に申請して県が承認するということになって

おりますので、現実的には原運輸産業、原産業、すいません、企業の方が県の方に確認に行かれまして、該当するであろうというふうな確認を得てるようでございますので、ここは町としましては、この長崎県の基本計画に該当するというふうに考えているところであります。そして当然この基本計画に沿って事業者の方が、県の方に事業計画書を出さないといけないということになっておりまして、現在その手続きの準備をされておられると思うんですがまだ出したという確認を取っておりませんので、まだ出していないんじゃないかなって思います。ですので、当然、国に出します先進性の確認ですね、こちらまず県の方で事業計画の承認が出ないと先進性の確認ができないという流れになりますので、国の方にはまだ何の手続きもされていないというふうに考えているところでございます。

あと、3条の関係ですね、今回の原産業運輸倉庫さんへの売却に関しましては、現在のスケジュールであれば本年度中に売却するということになります。ですので、固定資産税の課税されるのがその翌年度から課税されるということになります。ですので令和3年度から固定資産税の減免が始まるという流れになるということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。原産業運輸倉庫ということで、この、今、列記しております業種の中で該当するのかというお尋ね、今回の原産業運輸倉庫さんの設置する施設につきましては、冷凍・冷蔵倉庫というふうなことで、県の方に申請するというお話を聞いているところでございますので、この中の、列記している中では該当するものはございませんが、「等」というところがございますので、そこで県が判断されて該当させるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員、よろしいですか。田口議員。

2 番 田 口 先ほど令和3年度から免除ってなるっていうことでしたんで、ということは令和3年の1月31日までにこの申請書を出さないといけないということになるんだと思うんですけど、そうすると要するに令和2年度中に県の承認とか国の確認とかをもらわないといけないという、そういうふうにご考えられるのでしょうかということと、令和3年の1月段階

ではまだ建物なんかはできてる可能性がないのではないかと思いますか
どうでしょうかということと、結局3年間ということであれば、最初の年
度は土地だけの固定資産税の免除、2年目以降は建物も含めた固定資産税
の免除とかそういうふうな形になっていくのでしょうかという、そこら辺
を聞きたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 田口議員のご質問にお答えいたします。

まず、3年度から免除されることということになりますので、平成2年
度中に申請の承認と確認をもらわないといけないのではないかとというご質問
でございました。そのとおりでございまして、平成2年度中に県及び国の、
失礼しました、令和2年中に国及び県のですね、承認と先進性の確認書をい
ただかないとだめということになります。それと、当然土地は令和2年度、
失礼しました、令和2年に購入されるという、今、予定になっておりますの
で、建物の方は購入してからそのあとに造っていくことになるということに
なります。で、今回のこの減免の規定におきましては、土地を購入してから
1年以内に事業に着手しないと該当しないということになっております。で
すので、まず、令和3年度から土地の減免がかかるわけですが、それについ
ては1年以内に着手するという形で承認をいただいて減免を受けると、そし
て土地のほかの建物につきましては、その建物が完成し賦課されるように
なってから、また申請書を出していただいて減免を受けるという形になりま
す。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。今回購入される企業の方で進んでるんですけども、こ
れは実際は今後の誘致企業等々のためにも必要じゃないかなとは思いますが。

先ほど業種の方言われましたけども、この「等」の集積というところであ
る程度各業種もいけるんじゃないか、ただこの後ろの地域特性を生かしなが
ら地域経済を牽引し、波及効果を生み出す事業を支援というところが、やっ
ぱり重要かなという感じがしました。

ただ、この県の裏の表で県への事業計画の申請、で、県が承認しますと、
ここの方はまだ期間としては早くできるかなと思うんですけど、この国の方
が先進性の確認とあるんですけども、この辺はどういう捉え方をすればいい

のかというのがあります。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。堀池議員からは先進性についてのご質問でございました。この先進性につきましては、国の告示が出ておりまして、これが地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の、長くてすいません、二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示という告示が出ておりまして、その中に施設の先進性というのが謳われております。実は県のホームページからですね、実際の申請書の方、打ち出しておるんですが、その中を見ますと、項目の中に承認地域経済牽引事業が有する先進性という記入する項目がございます、その中には事業の先進性の累計という形で、開発または生産する商品の先進性、それから開発または提供する役務の先進性、それから商品の生産または販売の方法の先進性、4つ目に役務の提供の方法の先進性、ここら辺をですね、どれかでもいいと思うんですが、丸を付けるって書いてありますので、そういうところですね、先進性を出して国に申請するという流れになります。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長 次に日程第 1 3、議案第 3 4 号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 4 号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例改正案については、二つの法令の改正・施行に伴うものであります。

一つは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布・施行に伴い、印鑑登録の資格に関して、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るものであります。

二つ目は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布・施行に伴い、印鑑登録に関して旧氏の登録ができるよう登録事項に関する規定を改めるとともに所要の改正を行うものであります。

なお、改正の詳細につきましては住民福祉課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは本改正案についてご説明いたします。町長が先ほど提案理由で説明しましたように、本条例案は二つの法令の改正・施行に伴い、川棚町印鑑条例の一部を改正しようとするものであります。

一つ目の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律につきましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものであります。

二つ目の住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、様々な活動場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏、旧姓になりますけれども、この旧氏の記載が可能となるものであります。この法改正によりまして、住民票、個人番号カード等で旧氏による本人確認が可能となっても、印鑑登録がされていなければ契約等の

手続きがスムーズに行えない場面が出てくることなども考えられますので、法の改正趣旨に鑑み、印鑑登録に関しても旧氏の登録ができるよう登録事項に関する規定を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。第2条、登録の資格における第2項第2号の改正は、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものであり、文言につきましては国の印鑑登録証明事務処理要領に合わせております。

第6条、印鑑登録原票における第1項第3号の氏名の箇所、次のページになりますが、第7条、印鑑の登録拒否における第1項第1号の箇所、第13条印鑑登録の抹消における第5号の箇所、それから第14条、印鑑登録の証明における第1項第1号の氏名の箇所については、旧氏に関する文言を改正しております。そのほか本改正に伴い所要の改正を行っております。

改正本文をお開きください。「この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。」としております。

印鑑登録の旧氏登録事務につきましては、電算システム改修が必要となりますので、その準備期間を勘案し、令和2年4月1日からの施行としております。

ただし、第2条第2項第2号の規定につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の施行日に合わせ、令和元年12月14日としております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 この改正は、住民基本台帳法施行令の改正に伴うものというか、それに関連する2点という説明があつて、成年被後見人の関係と旧氏の関係という説明がありましたけれども、外国人住民の通称の関係の改正も入っていますけれども、それはその法改正に、政令改正に伴うものではないのでしょうか。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。田口議員のご質問にお答えします。

第6条の印鑑登録原票のところ、第3号のところの中段ぐらいになりますけれども、外国人住民についての括弧書きで説明をしております。ここは今回の法改正の部分にかかるものではなく、改正前には第7条の第2項のところ、この外国人住民の説明、説明って括弧書きがですね、きておりましたので、今回この改正に伴いまして、第6条の方で説明するのが適当であるということで改正をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高以良 第2条のところの、2条2項ですね、改正前が成年被後見人という表現から、改正後が意思能力を有しない者で括弧書きの前号に掲げる者を除くというふうに改めるわけですが、この「意思能力を有しない」というそのどの程度の人が意思能力を有しないと判断するのかという、そこら辺が明確ではないような気がするんですが、誰が判断をするのでしょうか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。高以良議員の質問にお答えします。

まずこの「意思能力を有しない者」という文言につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の文言に合わせております。で、自治省からの質疑応答等の通知によりますと、この意思能力をもともとこの成年被後見人、成年被後見人っていうのは意思の能力がない方を指しているんですけども、今回の改正につきましては、この一括法の、一括整備法の改正の趣旨が、成年被後見人であることをもって一律に排除することはないことで、一律に排除することがないように、ということで制定をされております。

この一部意思を、すいません、成年後見、意思能力を有しない者というのは、あくまでも成年被後見人のうち意思能力を有しない者を意味するという解釈で、この、例えばこの成年後見人の被後見人の方が印鑑の登録の申請をされた場合、改正前ではもう被後見人、成年被後見人は登録ができなかったんですけども、今回の改正によりまして、成年被後見人からの登録の申請を受けた場合においても、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人による申請がある時は、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受け付けることができるということになっておりますので、そういった場合を想定して、欠格条項を緩和したという形になっております。

この判断についてはやはりその担当係において、この条例に則ったものであるかという判断については、係員がしなければならないことだと思っております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:52)

議 _____ **長** 次に、日程第14、議案第35号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第35号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

本町の都市公園は現在22箇所設置しており、そのほとんどが建設課所管としているところではありますが、中央公園の一部の施設を教育委員会で管理をしているところでもあります。

そのことから公園施設の利用許可などの窓口もそれぞれで対応しており、利用者には大変ご不便をかけている状況にあります。また、教育委員会所管の施設は毎月の利用調整会や、日常の利用申請等の事務も多い状況にあります。

そこで、中央公園内にある運動施設に関して、申請窓口の一元化による利用者の利便性の向上や職員の事務負担軽減、さらには公園施設の有効利用による町民の健康増進、各種スポーツの振興に寄与することを目的として、地方自治法第224条の2第3項の規定により、指定管理者に管理させることができるように改正をしようとするものであります。

また、本町が管理する公園として住民福祉課所管の児童遊園がありますが、公園の安全対策、特に遊具の安全管理については都市公園と同様の対応が必要であり、今後のより一層の安全管理と一元管理による事務の効率化が見込まれることから、児童遊園を廃止し、都市公園として移設するように改正をしようとするものであります。

その他、詳細につきましては建設課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。それでは改正につきまして、説明をさせていただきます。新旧対照表でご説明をいたしますので、恐れ入りますが3枚めくっていただいて、新旧対照表をお願いいたします。

まず第2章の都市公園の管理、それから第3章の雑則に関してのまず第8条と第15条の改正であります。ここにつきましては、法の該当条項に改めをするものでございます。

次に第16条であります。ここから新設する条項でございまして、第21条までが新設となります。

では第16条であります。指定管理者による管理についての規定でございます。ここで地方自治法第244条の2第3項の規定により、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができるという

ふうにしたしております。

第1号では第3条第1項の許可、これは都市公園の行為に関する許可でございます。第2号では第6条の規定による利用の禁止・制限・その他都市公園の利用に関する業務ということであり、第3号であります。都市公園の維持及び補修に関する業務。第4号では規則で定める公園施設の管理に関する業務。第5号で前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業務ということでございます。

次のページにかかりますが、第17条としては指定管理者の指定の申請ということの規定を掲げております。指定を受けようとするものにつきましては、申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に申請をしなければならないと。

第1号では中央公園の管理事業計画。第2号で前号に掲げるもののほか、規則で定めるものと。第1号の中央公園を特記しておりますけれども、現在、有料施設として運動施設をもって、運動施設がある公園が中央公園でございますので、現在のところは中央公園を主として管理ができるように計画をしているところでございます。

第18条であります。指定管理者の指定についての規定でございます。ここで、18条では第1項で、申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第16条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものというふうに規定しております。

1号では都市公園の平等な利用の確保等。2号では都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、経費の縮減を図ることができる。3号では都市公園の管理を適正かつ確実に行うことができると判断するために必要なものとして規則で定める基準に適合するものであること。2項では前項の規定により指定したときは、その旨通知しなければならないという規定でございます。

第19条でございますが、指定管理者の指定の取消し等に関する規定でございます。第1項では指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは指定を取消し、業務の全部もしくは一部を停止を命ずるという規定でありまして、1号が管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。

2号で前条第1号各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。これは18条の件でございます。第3号では、前2号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の継続をすることが適当でないと認めるとき。第2項では、指定を取消したときはその旨通知しなければならないという規定でございます。

第20条が利用料金に関する規定でございます。まず第1項で、指定管理者に第21条において読み替えて準用する第3条第1項の規定による許可、行為の許可。それと第7条第3項の規定による承認、利用の承認に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができるという規定でございます。第2項が利用料金を指定管理者に收受させる場合においては第21条において読み替えて準用する第3条第1項の規定による許可又は第7条第3項の規定による承認を受けた者は、公園施設を利用するまでに当該指定管理者に利用料金を支払わなければならないという規定でございます。第3項として、指定管理者は特別な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用料金を後納させることができる。第4項では、第2項の利用料金の額は指定管理者が条例の、にありす別表第2に掲げる金額の範囲内で定めるものと、この場合においては指定管理者はあらかじめ利用料金の額について町長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様という規定でございます。第5項では、町長が前項の承認をしたときはその旨を公示しなければならない。第6項では、指定管理者が既に收受した利用料金は還付することができないと。ただし指定管理者は町長が定める基準に従い、利用料金の全部または一部を還付することはできるという規定です。第7項では、指定管理者は町長が定める基準に従い利用料金を減額し、又は免除することができるという規定でございます。

第21条は準用規定でありまして、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定は、第16条の規定により指定管理者に同条各号に掲げる業務を行わせる場合について準用すると。この場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下段に掲げる字句に読み替えるものとするということで読み替え規定を設けているところでございます。

あと第22条、23条、24条につきましては改正前の条例第16条、

17条、18条の条項の繰り下げでございます。

次に別表第1でございますが、別表第1は都市公園の設置を明記しております。1枚、次のページを開いていただいて、改正前は片島公園までで改正後が、先ほど町長の説明にありましたとおり、児童遊園の旭ヶ丘第二公園と尾山公園を追加しているところでございます。公園につきましては本日記布の追加資料を見ていただければというふうに思います。なお旭ヶ丘第二公園と第二と名称を付けた理由は、現在、旭ヶ丘地区にはため池の横に旭ヶ丘公園という公園を自主的に管理運営されておりました、そこと間違わないようにということで、旭ヶ丘第二公園というふうにしたところでございます。

次の別表第1の2有料公園施設につきましては、改正後に中央公園の中に体育館を追加したところでございます。この体育館については勤労者体育センターのことでございます。

別表第2の2の(2)中央公園、有料施設になりますがこの有料公園施設の中には野球広場の下に野球広場ナイター施設を追加したところでございます。備考の欄でございますが、備考の1に野球広場ナイター施設は15分を超えて使用する場合は30分とするを追加しまして、改正前にありました備考の1と2を2と3に繰り下げたものでございます。(3)の体育館につきましては新たに新設をしたものでございます。体育室の専用使用料ということで区分と使用料金を記載をさせていただいております。ここにつきましては現在、教育委員会が所管している勤労者体育センターの使用料をそのまま記載しているところでもございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 1点というか2点になりますが、質問いたします。

1点目はこの条例ですけれども、大変失礼な言い方ですけど、できが悪いので、なんというか、基本がなってないんじゃないかと思うので、ちゃんと法令審査はなされてるのかということをお聞きしたいと思います。

それで何を言っているかがおわかりにならないと思うので内容を説明しますが、1ページ目の第17条の第1号に今ありましたように、中央公園の管理事業計画とありますが、中央公園という言葉は別表に出てくる言葉であり

ますので、本則はこのように固有名詞を出して書くべきでないわけです。別表にあるものを引いてきてここに中央公園っていう、書くこと自体がですね、なってないなというふうなことを思います。

それから戻りまして第16条の本文のところの3行目ですが、都市公園の管理に関する業務ってありますけれども、別表には24、今回加わって24の都市公園があるんですけれども、都市公園の管理に関する業務って単純に読むと、あー24個全部一括して管理に付託するんだなっていうふうに読めるわけなんですよ。中央公園の業務を委託するということは、ここでは全く読めないことなんです。ので、その点がおかしいなと思っています。

それともう1点は、こういう管理に関する業務を委託する場合には期間を定めてっていうふうなことを書くべきじゃないかなと、いったい何年間委託するのかわからないっていうようなことはおかしいのじゃないかと思うので、期間を定めて行わせることができるっていうようなことにすべきじゃないかなというように、この条例には問題があると思います。

ので、ちょっと答える的なことを言うと、都市公園のうち、別表第3に掲げるものに関する業務というように、別表において管理委託に付する都市公園を限定をする別表第3というのを作ってそこに中央公園と書くべきだと思います。都市公園のうち、別表第3に掲げるものの管理に関する業務というふうなことを業務のうち次に掲げるものを期間を定めて行わせることができる、そういうふうな書き方にすべきであろうと思いますし、それから17条の1号についての中央公園というものは、単純に言えば指定を受けようとする都市公園の管理事業計画というような書き方ですね、あるいは当該都市公園のでもいいかもしれませんが、そのように固有名詞をここに、後ろにあるやつの固有名詞をここに引っ張ってくるべきでないというふうなことを思います、っていうかそれは条例作成なんかの基本であると思うんです。ので、いったいどのようにこの法令の審査をなされているのか、ということをお聞きしたいと思います。修正は委員会付託になるんで委員会で修正をすればよいとも思ってるんですけれども、要は審査がおかしいんじゃないかということをお聞きします。

それから、管理委託に委託をする法人その他の団体ってありますので、個人じゃないもんですから、法人その他の団体というものは何か想定されてい

るものがあるのかどうかというものをお聞きします。以上2点です。

議 長 総務課長。

総務課長 この条例改正の審査についてという質問でございますが、先ほど田口議員からご指摘の件ですね。大変申し訳ありませんが、盲点であったというふうに考えております。その点お詫びいたします。以上です。

議 長 ほかに。建設課長。

建設課長 それでは私の方からは田口議員が言われました、団体を想定しているのかということでございますが、どの団体ということで想定はしておりませんけれども、今回、スポーツを推進していく団体ということで考えているところではございます。

議 長 ほかに。高以良議員。

9 番高以良 委員会の中で条文の改正があるのかどうかわかりませんが、今の提案されたものの中で質問したいと思います。

新旧対照表の、一番最後のページですが、表の下の備考のところの表現がちょっとよく理解できないのですよね、お尋ねしたいんですが、まず1番1項目の2行目、前からいくと「休日、土曜日及び日曜日における専用使用料で、その他に使用する場合は2割増とする」の、このその他に使用する場合は2割増というのがどういうことなのかっていうこと。同じその2項にもあるように、「その他に使用する場合で入場料の場合」っていうのがありますがここも同じですね。その次の行の「当該使用料に最高入場料の100人分を加算する」とありますが、ここら辺がちょっとよくわからないので説明をお願いしたいと思います。

議 長 ただいまの質問に対する答弁、少し時間を取りたいと思います。ここで暫時休憩をいたします。

(14:18)

(…休 憩…)

(14:35)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問等もございましたが、ただいま行政側より訂正する部分もあろうかということでもありますので、この議題は産業建設文教委員会に付託する予定となっておりますので、訂正した分で審査をしていただきたいとい

う要望がっております。そういった判断をしたいと思いますが、それではよろしいでしょうか。

議 長 差し替え、ただ本日間に合わないということでもあります。もう今日、間に合わないということは、付託の予定をされておりますので、差し替えした分で審議をしていただければという提案がありました。

議 長 先ほど最後に高以良議員の質問がありましたが、その答弁は、今から答弁はされますけど、全体的にそのほかにもありましたので、その分の訂正をした分で審査をしていただければという提案でございます。

4 番 初 手 差し替えた分を一回本会議で説明せんばっちなかとかね。

当然中身が変わるわけやっけん。それ本会議で説明した分を受けてその分を付託するという流れにならんですかね。今の話では今日あった分を訂正をして、で、もうそのまま付託予定、委員会に付託予定だからそのままもう本会議には出さんでそのまま委員会で審査するっていう意味合いですか。議運で整理ばちょっとした方がよかかもしれんですね。

議 長 そうですね。わかりました。本会議をどうするのかというような今、本会議での説明が必要じゃないかという意見もありますので、議会運営を開いていただいて、今後の行程をどうするのかそこも含めて議運で協議をしていただいて、検討していただきたいと思っております。

とりあえず先に、先ほどの高以良議員の質問に対する答弁をお願いします。建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは大変失礼いたしました。高以良議員の質問にお答えをさせていただきます。

新旧対照表の(3)の体育館の中でありました、備考欄のその他に使用する場合ということでございます。(3)の体育館の表を見ていただければと、備考欄の一つ前の表になりますが、ここの中の区分の下にあります「アマチュアスポーツに使用する場合」と、その下にあります「その他に使用する場合」ということで、ここで言いますスポーツに使用する場合が上で、スポーツ以外に使用する場合がその他に使用する場合ということで読んでいただければと思います。そこで備考に戻っていただいて、その他に使用する場合で「国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日における専用使用料で」、ですからスポーツ以外に使用する場合は2割増とするとい

うふうに読み替えていただければおわかりになるかなと思います。それと、備考の2の「当該使用料に最高入場料の100人分を加算する」ということは、有料、入場料を有料で開催する場合、例えば過去で言いますと、勤労者体育センターで開催された興行、プロレスとかですね、そういうのが該当するのではないかというふうに思っているところでありまして、ということでございます。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(14 : 40)

(…休 憩…)

(15 : 45)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 令和元年12月5日町長から提出された「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。撤回したい旨の申し出がありました。

「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例の撤回の件」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更をし、直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例の撤回の件」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議 _____ **長** 追加日程第1、「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例の撤回の件」を議題にします。町長から撤回の理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** はい。令和元年12月5日に提出をいたしました、議案第35号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」について、内容に不備がありましたので、川棚町議会会議規則第20条の規定により撤回をさせていただきます。大変ご迷惑をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。

議 **長** お諮りいたします。ただいま議題となっております「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例の撤回の件」を許可することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例の撤回の件」を許可することに決定をいたしました。

(15 : 48)

議 **長** 次に日程第15、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から日程第17、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」を川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」について提案理由をご説明いたします。

川棚町大崎自然公園の指定管理期間が令和2年3月31日となっていることから、新たな指定管理者について提案するものであります。この指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項において「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されており、また川棚町大崎自然公園設置条例第6条においては、「町長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。」と規定されております。

このことにより、指定管理者の候補を次のとおり選定しましたので、提案するものであります。議案書に記載のとおり、施設の名称は川棚町大崎自然公園です。指定管理者は長崎県東彼杵郡川棚町小串郷272番地、一般社団法人川棚町観光協会会長 宮崎光 氏です。指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第37号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」についての提案理由をご説明いたします。

川棚町大崎保養・宿泊施設の指定管理期間が令和元年3月31日となっていることから、新たな指定管理者について提案するものであります。この指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項において「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されており、また川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例第7条においては、「町長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。」と規定されております。

このことにより、指定管理者の候補を次のとおり選定いたしましたので、提案をするものであります。議案書に記載のとおり施設の名称は川棚町大崎保養・宿泊施設、指定管理者は長崎県東彼杵郡川棚町小串郷272番地、一般社団法人川棚町観光協会会長 宮崎光 氏です。指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」について提案理由をご説明いたします。

川棚町大崎温泉施設の指定管理期間が令和2年3月31日となっていることから、新たな指定管理者について提案するものであります。この指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項において「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されており、また川棚町大崎温泉施設設置条例第8条においては、「町長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。」と規定されております。

このことにより、指定管理者の候補を次のとおり選定いたしましたので、提案するものであります。議案書に記載のとおり施設の名称は川棚町大崎温泉施設で、指定管理者は長崎県東彼杵郡川棚町小串郷272番地、一般社団法人川棚町観光協会会長 宮崎光 氏です。指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

なお、3件の議案については、このあと産業振興課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ここで本日の会議を延長いたします。

(1 5 : 5 4)

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」について説明をいたします。指定管理者の候補の選定を行う方法について協議を行った結果、次期指定管理者の候補として前回と同様に、一般社団法人川棚町観光協会を指名することといたしました。

理由といたしましては、一般社団法人川棚町観光協会は大崎自然公園の指定管理制度を導入する以前から管理運営に携わっており、当該施設及び機械器具の管理のノウハウが高い法人であります。さらには高い地域性及び公共性があり、過去の指定管理期間における指定管理協定を適正に履行をしてきた実績があり、次期指定管理期間においてもこれまでと同様に履行できるものと期待できると判断をしております。本町の観光振興を図るためには指定管理との緊密な連携が必要であり、適正に管理運営ができる法人であると見込むためであります。

その後、次期指定管理者の候補として、一般社団法人川棚町観光協会に対し、川棚町大崎自然公園設置条例第5条の規定により申請書等の提出を依頼したものであります。

指定管理の選定につきましては総合的に審査するため、川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会の設置要綱第1条の規定に基づき審査委員会を設置し、申請書の提出を受けたあとに川棚町の条例に沿った内容であるか、川棚町観光施設指定管理に係る審査委員会を実施をいたしました。審査委員会は委員として副町長、総務課長、企画財政課長、健康推進課長、税務課長であります。審査委員会においては、観光協会から提出されました申請書や事業計画書について申請者からのヒアリングを行い、川棚町大崎自然公園設置条例第6条に記載されている指定管理者指定の基準の各項目について、指定管理者の指定の基準に沿った内容であるかの審査を行っていただいております。

審査の結果につきましては、「条例第6条の規定に基づき総合的に判断した結果、施設の目的を理解した上で、事業の検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、また、これまでの実績や経営方針も評価さ

れていることから、指定管理者としての的確であると判断しました」との報告書の提出を受けております。

この審査結果をもとに一般社団法人川棚町観光協会を次期指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案書に添付しております参考資料は川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会審査報告書「川棚町大崎自然公園（くじゃく園外）」と「川棚町大崎自然公園事業計画書」であります。説明は省略させていただきます。

続きまして、「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」についての説明をいたします。指定管理者の候補の選定を行う方法について協議を行った結果、次期指定管理者の候補として前回と同様に、一般社団法人川棚町観光協会を指名することといたしました。

理由といたしましては、一般社団法人川棚町観光協会は大崎保養・宿泊施設の指定管理制度を導入する以前から管理運営に携わっており、当該施設及び機械器具の管理のノウハウが高い法人であります。さらには高い地域性及び公共性があり、過去の指定管理期間における指定管理協定を適正に履行してきた実績があり、次期指定管理期間においてもこれまでと同様に履行できるものと判断をしております。本町の観光振興を図るためには指定管理者との緊密な連携が必要であり、適正に管理運営ができる法人であると見込むためであります。

その後、次期指定管理者の候補として、一般社団法人川棚町観光協会に対し、川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例第6条の規定により申請等の提出を依頼したものであります。

指定管理者の選定につきましては総合的に審査をするため、川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会の設置要綱第1条の規定に基づき、審査委員会を設置し、申請書の提出を受けたあとに川棚町の条例に沿った内容であるか、川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会を実施しました。審査委員会の委員は議案第36条で説明しました委員と同様であります。審査委員会においては、観光協会から提出されました申請書や事業計画書等について申請者からのヒアリングを行い、川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例第7条に記載をされている指定管理者指定の基準の各項目において指定管理の指定の

基準に沿った内容であるかの審査を行っていただいております。

審査の結果につきましては、「条例第7条の規定に基づき総合的に判断した結果、施設の目的を理解した上で、事業の検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、また、これまでの実績や経営方針も評価されていることから、指定管理者としての的確であると判断しました」との報告書の提出を受けております。

この審査結果をもとに一般社団法人川棚町観光協会を次期指定管理者の候補として選定いたしましたので議会の議決を求めるものであります。

なお、議案書に添付しております参考資料は川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会審査報告書「川棚町大崎保養・宿泊施設（くじゃく荘）」と川棚町大崎保養・宿泊施設事業計画書であります。説明は省略させていただきます。

続きまして、「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」についてご説明いたします。指定管理の候補の選定を行う方法について協議を行った結果、次期指定管理者の候補として前回と同様に、一般社団法人川棚町観光協会を指名することといたしました。

理由といたしましては、一般社団法人川棚町観光協会は施設建設当初から管理運営に携わっており、当該施設及び機械器具の管理のノウハウが高い法人であります。さらには高い地域性及び公共性があり、過去の指定管理期間における指定管理協定に適正に履行してきた実績があり、次期指定管理期間においてもこれまでと同様に履行できるものと、期待できると判断をしております。本町の観光振興を図るためには指定管理者との緊密な連携が必要であり、適正に管理運営ができる法人であると見込むためであります。

その後、次期指定管理者の候補として、一般社団法人川棚町観光協会に対し、川棚町大崎温泉施設設置条例第7条の規定により申請書の提出を依頼したものであります。

指定管理者の選定につきましては総合的に審査するため、川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会設置要綱、第1条の規定に基づき、審査委員会を設置し、申請書の提出を受けたあとに川棚町の条例に沿ったものであるか、川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会を実施しました。審査委員会の委員は議案第36号で説明しました委員と同様であります。審査委員会

においては、観光協会から提出されました申請書や事業計画書について申請者からのヒアリングを行い、川棚町大崎温泉施設設置条例第8条に記載されている指定管理者指定の基準の各項目について、指定管理者の指定の基準に沿った内容であるのか審査を行っていただいております。

審査の結果につきましては、「条例第8条の基準に基づき総合的に判断した結果、施設の目的を理解した上で、事業の検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、また、これまでの実績や経営方針も評価されることから、指定管理者として適格であると判断しました」との報告書の提出を受けております。

この審査結果をもとに一般社団法人川棚町観光協会を次期指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案書に添付しております参考資料は川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会審査報告書「川棚町大崎温泉施設（しおさいの湯）」と川棚町大崎温泉施設事業計画書であります。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。波戸議員。

1 3 番 波 戸 1 3 番波戸です。まず川棚町大崎自然公園（くじゃく園外）の審査報告書の内容でお尋ねをいたします。

くじゃく園外の部分の8ページになります。8ページの②、③、④にかかるかと思うんですけども、9月議会の折に町長の方からピーコック前のトイレを改修してですね、外国人訪日客の駐車場として利用されるということをお伺っております。また、その折に何千人もの集客があるので物販等を行いたいという答弁といいますか、お話があっておりました。その中で、ここで審査されておりますけども、それに関しての、何と言いますか、町長の言われたことが反映されておられませんけども、その辺は指摘はされなかったのかお尋ねいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。波戸議員の質問にお答えします。

前回の議会におきまして、町長からピーコックのことにつきまして話があったかとは思いますが、その件につきましてですね、今回の審査の中におい

て事務局の方からはこの点については出してはおりません。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 9月議会で3年計画でされるというお話でしたけども、計5箇年の計画ですので、そこは反映させるべきではないかと思うんですが、その辺の見解はいかがでしょうか。

議 長 産業振興課長

産業振興課長 はい。波戸議員のご質問にお答えします。

ピーコックの事業につきましては来年、次年度で調査をかけまして、そのあと令和3年に施設の塗装等を行う予定としております。そういうこともありまして来年調査をかけますので、今回、まだ次期、その契約までの期間もありますので、そういったところにつきましてはですね、観光協会とも協議を行ってまいりたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 まず選定方法についてお尋ねしたいんですけれども、5年前の更新の時にも協議がありまして、その時の協議の中で次の更新時には公募をするというような話が出てたかと思えますけれども、今回公募もなくそのまま、また観光協会の方に決まったようですけども、その経緯といたしますか、そこら辺の理由というところをお聞かせください。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。経緯についてご説明をいたします。まず今年の7月に、7月の8日ですね、に開催された産業建設文教委員会、その中に産業振興課が出席をしてこの指定管理のことについてご説明をし、その中で公募をすべきだという多くの意見が出されたということと7月中に説明を産業振興課の方から受けております。それを受けまして、その中で、委員会の中で川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会、その中で公募についても協議をするんですというふうな説明をしたという報告を受けておりました。

それを受けまして、早速、審査委員会を開催をいたしました。ただ私としてはその審査委員会の役割ですとか、これまでの経緯、特に議会の中でどういったやり取りがあったのか、そういったものをよくわからないという部分もありましたので、まずそういったものを整理しようということで、そういったことから始めたわけでございます。

その中で、当初、説明したその審査委員会の中で公募についてまで協議をします、検討します、ということはその審査委員会の役割として、権限としてもない、ということをはっきりしてまいりました。ただ、そのメンバーについては先ほど課長の方から説明したメンバーでございますが、そのメンバーがせっかく集まっており、委員会の中でも協議をするということをおっしゃっていましたので、審査委員会としてではなく、そのメンバーをもってやはり公募については議論をすべきだろうということで議論を進めたところでございます。その中に、その結果を整理をしましてですね、いろいろ調査・検討を行いまして整理をして、11月の5日に町長に報告をしたところでございます。

その中で、考え方としましては、その公募をしないとした考え方ですけども、もともと施設管理条例が非公募型の条例であるということ。それから、公募型とするためにはその条例改正も必要だろうということ。それから、観光協会が町の観光施設の管理運営を目的としているということ。それから、現在も起債償還、これはしおさいの湯が令和6年度までですが、起債の償還中であるということ。それから、公募するには従来より詳細な募集要項を策定して十分な周知期間を設ける必要があるということ。それからまた、現指定管理者、観光協会ですけども、制度移行に対応する十分な準備期間を与える必要があるだろうということ。それから、公募による指定管理者選定においては専門家を入れた審査委員会の設置が必要である。それらのことを加味しまして、前回同様非公募とするのが適当であるということをお報告をしたところでございます。

ただその中に、今後の指定管理者のあり方については、先ほど申し上げました、しおさいの湯の起債償還、令和6年度に完了するということもでございます。観光施設を有効に活用するためには公募を検討する段階にあるものと思われるということも付言をしているという、そういう経過でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 5年前にも同じような理由で確かあったと思うんで、その中で議会側から次回の更新の時には公募をするべきということで確か意見書出されていると思います。時間がなかったというのは今まで何もしていなかったというところでしょうけども、じゃあ今後は公募をする考えがあるのかど

うかっていうのをまずお聞かせいただきたいのと、それがあつたのでしたらもう次回は間に合わないというわけにはいきませんので、そこら辺の検討をされるのかどうか、そこをお願いいたします。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 先ほども申し上げましたけれども、次回、令和2年度からですね、それについてはやはりこれまで通り非公募でやるという結論、そういう報告を行いましたがつ、その次、まあ次の次ですね、そこについては先ほども申し上げましたように、やはり公募というのを検討せざるを得ない時期にきているというふうに考えております。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 先ほど副町長の説明の中に、公募していくためには条例改正から始まって、現在の観光協会の対応もですね、考慮しながらということですが、そういう期間はどれくらいあればできるのでしょうか。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 今回の指定管理の期間を5年としております。その中で、やはり公募をするとすれば、どういうふうなやり方にするのか、条例をどういふふうに変えるのか、で審査委員会のあり方をどういふふうにするのか、いろんなこれから詰めていかないといけないということが多くございます。ただ5年間といいましてもですね、最後にそういったギリギリのところであつたことを決まりましたと言つてもスムーズな移行というのはできないと思いますので、検討するとすればなるべく早い時期に検討して、公募をするんなら公募も早い時期に実施をしていく。でスムーズに繋いでいくつていうことは必要だろうというふうに考えております。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 だから、そのスムーズに移行するための準備期間はどれくらいかかりますかということをお願いいたします。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 詳細は今後検討していきたいと思つておりますがつ、概ねはですね、中間地点ぐらい、平成2・3・4年度ぐらいですね、4年度ぐらいに制度構築を行つて、あとはその次の年ぐらいに公募を行い、1年間ほどの移行期間ですね、そういうものが取ればいいのかというふうに思つてお

ります。

議 **長** 副町長、令和ですね。

副 町 **長** 令和です。失礼いたしました、平成というのは令和でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は産業建設文教委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(16:22)

議 **長** ここで私より、お諮りをさせていただきます。町議会会議規則第22条の中に「議長が必要があると認める時は、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる」となっております。そこで12月9日午後1時から本会議を開催したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、12月9日午後1時より本会議を開催することに決定をいたしました。

(1 6 : 2 3)

議 **長** その中に会議規則同様に第 2 1 条の中に、「議長は会議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。」ということでもありますので、作成する議事日程並びに議案等の書面での配布は、後ほど配布をさせていただきます。そのような対応を取らせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議 **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立を願います。お疲れ様でした。

(1 6 : 2 3)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 小 田 成 実

会 議 録 署 名 議 員 田 口 一 信